

61年4月1日から 年金制度が新しくなります



(1) 国民年金が各制度（厚生年金など）共通の基礎年金を導入したものに変わり、厚生年金の加入者や、その妻にも適用されることとなります。

(2) 各年金制度にまたがる重複給付をわかりやすく「一人一つの基礎年金」に整理されます。

(3) 給付が個人単位にされることにより、サラリーマンの妻も含めすべての婦人に自分名義の基礎年金が支給されます。

(4) 将来にわたり、給付と負担が公平になるよう保険料も適正なものになります。

(5) 福祉年金の対象であった二十歳以前の障害の方にも障害基礎年金が支給されます。

※改正後の国民年金は、加入者の範囲が広がり従来の自営業者などに加え、新たにサラリーマン（厚生年金加入者）や、その配偶者も強制加入者になります。つまり、厚生年金加入者は同時に

改正されるポイント

高齢化社会のピークを迎える二十一世紀にも、公的年金制度を健全で安定的に運営していくための基礎を確保することを目的として、昭和六十一年四月一日から新しい年金制度がスタートします。日本の年金制度は、昭和三十六年に国民皆年金体制となり、給付水準も大幅に改善されてきました。しかし、人口構造の急速な高齢化や社会経済状況の変化は、年金制度に大きな影響を与え、また年金制度が三種七制度に分立していることにより、制度間の格差が生じたり、制度基礎の不安定化、重複給付、過剰給付などの問題が生じてきています。

このため、長期的な展望に立った年金制度全般にわたる抜本的な改革が必要となっていました。

来年4月1日からあなたの加入はこうなります

年齢	職業	現行	改正後	種別
20歳～60歳	自営業者、自由業者、農業者、厚生年金のないサラリーマン	国民年金	国民年金	第1号被保険者
就職時～65歳	サラリーマン、船員	厚生年金保険、船員保険	国民年金、厚生年金保険に加入	第2号被保険者
20歳～60歳	サラリーマンの配偶者（注2）	国民年金（任意加入）	国民年金	第3号被保険者
20歳～60歳	遺族年金受給者、障害年金受給者と配偶者、老齢（退職）年金の受給資格期間を満たしている人とその配偶者	国民年金（任意加入）	国民年金	第1号被保険者
20歳～60歳	学生、老齢（退職）年金の受給者	国民年金（任意加入）	国民年金（任意加入）	希望すれば加入できる人
20歳～65歳	海外に滞在している日本人	—	国民年金（任意加入）	第1号被保険者
60歳～65歳	日本に住所がある人（サラリーマン以外の人）	—	国民年金（任意加入）	希望すれば加入できる人

（注1）➡は加入する制度や資格が現行と変わる場合です。➡は現行制度のままです。
（注2）収入が多いため、扶養家族になれない配偶者は第1号被保険者（強制加入）になります。

国民年金 特集号

保険衛生課
年金係
430-1111
内線 276

サラリーマンの妻も 国民年金に強制加入

格のない人の解消や、海外にいる日本人の年金の受給権にも役立つことになりました。

新しい国民年金制度では、婦人の年金権の確立が中心で、サラリーマンの妻も全員、新国民年金に強制加入となり、妻も自分名義の年金を受けられるようになります。

しかし、新しい年金制度発足と同時に自動的に加入できるわけではなく、所定の手続きに基づいた届出を行い、夫の被扶養者であること、任意加入者であることの確認が必要となります。

※既に、国民年金に加入しているサラリーマンの妻は十月末から今月上旬にかけて「国民年金任意加入者現況届」が送られます。この届書が送られた方は昭和六十一年一月末までに必要事項を記入し提出してください。

※また国民年金に加入していないサラリーマンの妻は、昭和六十一年四月一日以降に国民年金の加入の手続きが必要となります。この方は、昭和三十六年四月一日以降、二十歳から六十歳未満の期間のうち、任意加入しなかった期間は基礎年金の資格期間として計算されます。（ただし、年金額の計算基礎にはなりません）

共済組合の加入者とその妻は…

今回の改正は、国民年金、厚生年金、船員保険の三つの制度

保険料はこうなります

一 号 被 保 険 者	自営業、自由業、農業 遺族年金受給者	保険料を納める方法は変わります。 市役所から送られた納め書で、役所へ納めます。
二 三 号 被 保 険 者	サラリーマンと 船員、扶養されている配偶者	保険料を納める必要はありません。 夫の厚生年金から引かれます。

※第3号被保険者の方は、これまでの納付期間がそのまま引き継がれ、より高い年金が受けられることになります。

保険料の免除制度

失業、倒産、病気などで生活が苦しく、保険料を納めたくても経済的事情などで納めることができない場合に、保険料を納めることを免除する制度があります（第1号被保険者の強制加入者のみ）
免除が認められると、年金を受ける権利は保障されますが免除期間の年金額は減ります。また、10年以内であれば、その当時の保険料をさかのぼって納める（追納）こともできます。

年金の種類は三つになります

年金の支給は、昭和61年4月1日からこのようになります。（ただし、大正15年4月1日以前に生まれた人、すでに老齢・通算老齢年金を受けている人、または、老齢福祉年金を受けている人は、いままでどおりです。）

老齢年金	➡	老齢基礎年金
母子年金 準母子年金 遺児年金 母子福祉年金	➡	遺族基礎年金
障害年金 障害福祉年金	➡	障害基礎年金

◎寡婦年金
死亡一時金

はいままでどおりです。

裏面もご覧ください

老 齢 基 礎 年 金

老齢基礎年金の対象となる人は、大正十五年四月二日以降に生まれた人です。

次の方は対象から外れます。

①大正十五年四月一日以前に生まれた人

②すでに老齢年金、通算老齢年金を受けている人

③老齢福祉年金を受けている人（明治四十四年四月二日以前に生まれた人）

◎支給時期

受給要件を満たしている人が六十五歳になったとき。

期間短縮措置

大正15年4月2日～昭和16年4月1日の間に生まれた方は、昭和36年4月から60歳になるまでの間に40年加入できないため、上表のような短縮措置がとられています。

生 年 月 日	加入可能年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	25年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	26年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	27年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	28年
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	29年
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	30年
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	31年
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	32年
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	33年
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	34年
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	35年
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	36年
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	37年
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	38年
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39年
昭和16年4月2日以降	40年

障 害 基 礎 年 金 額

（昭和59年度価格）

1	級	750,000円
2	級	600,000円

※ 18歳未満の子、または1～2級の障害のある20歳未満の子と一緒に生活している場合は下表のような加算があります。

〔子の加算〕

加 算 対 象 の 子	加 算 額
1人目、2人目（1人につき）	各 180,000円（月額15,000円）
3人目以降（1人につき）	各 60,000円（月額5,000円）

（昭和59年度価格）

障 害 基 礎 年 金

◎支給時期

①国民年金に加入中の事故などで障害者になったとき。

②二十歳前からの障害（病気、事故など）によって障害者になった人は二十歳から。

◎受給要件

①初診日前に加入期間の23以上の保険料の納付期間（保険料免除期間を含む）があることが必要です。ただし、昭和七十一

遺 族 基 礎 年 金

合は、初診日前の一年間に未納期間がなければ受給できます。

◎支給時期

老齢基礎年金を受けられる人、または国民年金被保険者（死亡

日の月の前々月までの期間中23以上の保険料納付期間あるいは免除期間があること）が死亡した時、下表のいずれかに該当する場合に受けられます。

◎受給要件

①死亡したご主人が老齢基礎年金を受けられる資格期間がある

年 金 Q & A

問 すてに国民年金の老齢年金や老齢福祉年金を受給している人はどうなるのですか。

答 現在、すでに国民年金の老齢（通算）年金や老齢福祉年金を受給されている方については、今までの法律が適用されるため年金額が下がることはありません。

問 サラリーマンの妻で、今まで国民年金に任意加入していなかった者の年金はどうなるのですか。

答 老齢基礎年金の受給要件は、原則として保険料納付済期間などを合算して二十五年以上（昭和五年四月一日以前に生まれた人については生年月日によつて資格期間が短縮されます）あることが必要とされています。国民年金に加入していなかった人についても、その期間は資格期間とみなす「カラ期間」となります。このため、今までに国民年金への任意加入期間がない方は、低額の老齢基礎年金にしかありませんので、経過的に加算する制度（振替加算といいま

（妻と子の場合）

	基本額	加算額	合 計
妻と子1人	600,000円	180,000円	780,000円
妻と子2人		360,000円	960,000円
妻と子3人		420,000円	1,020,000円

（昭和59年度価格）

（子だけの場合）

	基本額	加算額	合 計
子 1 人	600,000円	—	600,000円
子 2 人		180,000円	780,000円
子 3 人		240,000円	840,000円

（昭和59年度価格）



婦人`年金権、の確立

問 老齢基礎年金の年金月額はいくらになりますか。だれても五万円をもらえますか。

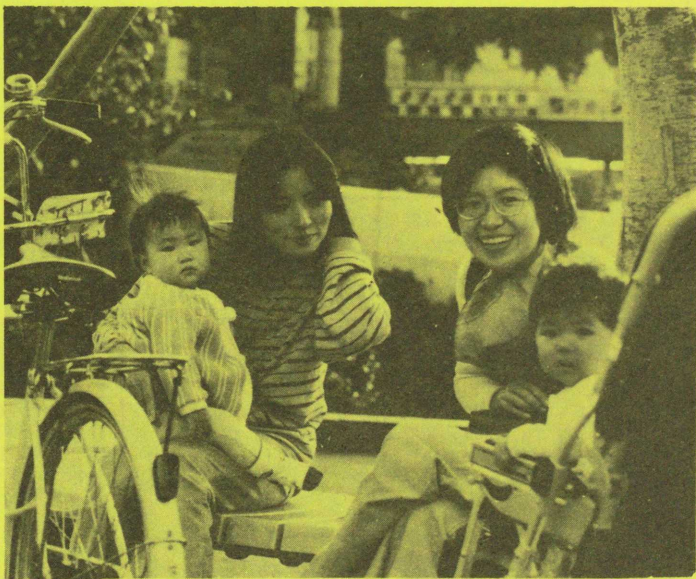
答 老齢基礎年金の額は、六十万円（月額五万円、昭和五十九年度価格）です。この月額五万円とは、二十歳から六十歳になるまでの四十年間の国民年金の被保険者期間のすべてについ

て保険料を納付した場合に支給されるもので、保険料を納付した期間が四十年に不足する場合、不足する期間に応じて五万円から減額されます。

☆老齢基礎年金は、法律が改正される昭和六十一年四月一日に六十歳未満の方に對して支給されるもので、六十歳以上の方については法律改正前の制度が適用されます。

問 六十歳以上の者も国民年金に任意加入できるようになる」と聞きましたが……

答 今の法律では、六十歳以上の人については国民年金の被保険者から除かれていたが、新しい年金制度では六十五歳までの間は、任意加入できることになりました。ですから、大正十五年四月一日以前に生まれた方（昭和六十一年四月一日に六十歳以上の方も含まれます）も加入することができました。ただし、厚生年金の被保険者、国民年金の老齢年金、通算老齢年金、及び昭和六十一年四月一日以降発生する老齢基礎年金の繰上げ



支給を受ける受給者は任意加入できません。また、現在、国民年金に加入している方で未納により期間の不足している方、あるいは年齢により期間不足のため加入を見合わせている方にも、これにより救済の道が開かれることとなります。

問 サラリーマンの妻で今まで任意加入してきた者はどうなるのですか。また、前に加入していた期間はどうなるのですか

答 今回の改正では、改正される以前の国民年金の保険料納付済期間は、新しい国民年金に引き継がれ給付の際に合算されますので、現在任意加入していない方で、昭和六十一年四月一日以降初めて強制加入する方よりも老齢基礎年金の額は高くなります。

問 海外に居住している間も国民年金に加入できるようなったと聞いたのですが本当ですか。また、法律が改正される前に海外に居住していた期間はどうか。

答 長期間海外に居住したような場合でも基礎年金を受けられるようにするため、日本国内に住所を有しない日本人で二十歳以上六十五歳未満の方は、任意加入することができるようになります。また、この海外に居住している期間においても、任意加入しなかった場合は、老齢基礎年金の年金額の計算基礎にはなりません。が、受給資格期間に計算される「カラ期間」になります。更に、今回の法律が改正される以前の海外居住期間（昭和三十六年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの期間で、二十歳以上六十歳未満の期間に限り）についても同様に「カラ期間」となります。